

四万十町地域防災計画修正（令和2年7月）の概要

四万十町地域防災計画について

四万十町の地域に係る防災に関し、県、町並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱を定めるもの。災害対策基本法第42条の規定により、市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、市町村地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

【前回】平成31年3月改正 ⇒ 【今回】[令和2年7月改正](#)

修正の主な内容

近年、全国各地で発生し大規模災害となった風水害や大地震の教訓等をもとに修正された国の「防災基本計画」及び「高知県地域防災計画」等の内容を反映するとともに、本町独自に取り組んでいる対策の実態を踏まえて、防災のために行うべき業務の大綱を修正する。

一般対策編

1. 国の防災基本計画等の修正に伴う修正

(1) 5段階の警戒レベルによる防災情報の提供（P16）

5段階の警戒レベルを用いた避難判断等については、「四万十町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」へ明記。

(2) 情報伝達手段の多重化（P16）

昨今のICTの発展から、現在、多くの情報伝達手段が存在しており、住民へ防災情報を伝達する際も、複数の手段で行うことが可能。

(3) 「屋内安全確保」等の避難方法の周知（P19）

外が危険な場合等は、屋内で垂直避難するなどの屋内に留まる安全確保行動の周知。

(4) 避難行動をとりやすい時間における情報提供（P19）

(5) り災証明書交付に係る体制整備（P24）等

2. その他

(1) 町組織機構の再編に伴う災害対策本部の再編（P4～5、7、15）

地震・津波対策編

1. 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の変更に伴う修正

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を追加（P1）

南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応については、新たに巻末資料として「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応方針」を追加し明記。

(2) 重点的な取組を修正（P6～9）

「命をつなぐ対策」及び「生活を立ち上げる対策」の追加。

(3) 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項の見直し（P12）

志和地区における達成期間を令和2年度へ延長。

2. その他

(1) 町組織機構の再編に伴う災害対策本部の再編（P4～5）

資料編

(1) 指定避難所の変更

(2) 土砂災害警戒区域の指定状況の反映

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険個所にある要配慮者等施設等の修正

(4) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区一覧（国管理）の追加 等

巻末資料

(1) 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応方針の追加